

令和6年 第1回

かつらぎ町議会定例会（3月会議）

追加議案

令和6年3月6日提出

令和6年第1回かつらぎ町議会定例会（3月会議）追加付議事件

議案第40号	町長等の給与の減額に関する条例制定について	1
議案第41号	第5次かつらぎ町長期総合計画の基本構想及び前期基本計画を 定めることについて	3

議案第 40 号

町長等の給与の減額に関する条例制定について

町長等の給与の減額に関する条例を次の理由により、別案のとおり制定するものとする。

令和6年3月6日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 町長等の給与の減額に関する条例（案文別記）

2 提案理由

令和6年2月27日付、職員の懲戒処分に伴い、町長及び副町長の給料を減額するため、制定いたしたい。

かつらぎ町告示第 号

町長等の給与の減額に関する条例をここに公布する。

令和6年3月 日

かつらぎ町長

令和6年かつらぎ町条例第 号

町長等の給与の減額に関する条例

(町長及び副町長の給料の減額)

第1条 町長及び副町長の給料月額は、令和6年4月1日から同月30日まで
の間において、町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例(昭和33年
かつらぎ町条例第27号)第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める
額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(町長の給与の減額支給に関する条例の廃止)

2 町長の給与の減額支給に関する条例(昭和53年かつらぎ町条例第20号)
は、廃止する。

議案第 41 号

第5次かつらぎ町長期総合計画の基本構想及び前期基本計画
を定めることについて

第5次かつらぎ町長期総合計画を別冊のように定めることについて、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべきものを定める条例（平成24年かつらぎ町条例第21号）の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月6日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

提案理由

現行の第4次かつらぎ町長期総合計画の計画期間が終了することに伴い、第5次かつらぎ町長期総合計画を策定いたしたい。